令和　　年　　月　　日

固体量子センサコンソーシアム運営委員会　御中

住所

会員名※1

責任者※2　　　　　　　　　　印

量子人材育成プログラム参加申込書

固体量子センサコンソーシアム約款、別紙３「量子人材育成プログラム受講時の注意事項および禁止事項について」及び関連法規・規則を遵守することを約し、以下のとおりコンソーシアムへの参加を申し込みます。

|  |  |
| --- | --- |
| フリガナ |  |
| 氏　　名 |  |
| 所属先 |  |
| 会員種別  （○をつけてください） | Q-STAR・Q-LEAP・SIP・一般 |
| 連絡先 | メール：  TEL： |
| 参加希望日 | 令和　　年　　月　　日 |
| レベル | １・２・３ |
| 居住者確認  （※別添参照） | 外為法上の非居住者及び特定類型に該当しない |

※１　会員名には企業名、大学名、公的研究機関名を記載ください。

※２　責任者の氏名は、企業においては部長級を想定しています。

※３　申し込みは1名ずつ行なってください。

**居住者・非居住者の定義**

※別添参照

１．外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）第 6 条第 1 項第 5 号・第 6 号、外国為替法令の解釈及び運用について（蔵国第 4672 号）に基づき、個人、法人の居住性（居住者・非居住者）の定義を下表に示す。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 個人（自然人） | | 法人等  （法人、団体、機関その他これらに準ずるもの） |
| 本邦人 | 外国人 |
| 居住者 | ①本邦内に住所又は居所を有する者  ②本邦の在外公館に勤務する目的で出国し外国に滞在する者 | ①本邦内にある事務所に勤務する者  ②本邦に入国後６月以上経過するに至った者 | ①本邦内に主たる事務所を有する法人等  ②外国の法人等の本邦にある支店、出張所その他の事務所  ③本邦の在外公館 |
| 非居住者 | ①外国にある事務所（本邦法人の海外支店等及び現地法人並びに国際機関を含む。）に勤務する目的で出国し外国に滞在する者  ②２年以上外国に滞在する目的で出国し外国に滞在する者  ③①又は②に掲げる者のほか、本邦出国後外国に２年以上滞在するに至った者  ④①から③までに掲げる者で、事務連絡、休暇等のため一時帰国し、その滞在期間が６月  末満のもの | ①本邦内に住所又は居所を有しない者  ②外国政府又は国際機関の公務を帯びる者  ③外交官又は領事官及びこれらの随員又は使用人。ただし、外国において任命又は雇用された者に限る。 | ①本邦内に主たる事務所を有しない法人等  ②本邦の法人等の外国にある支店、出張所その他の事務所  ③本邦にある外国政府の公館（使節団を含む。）及び本邦にある国際機関 |

２．居住者・非居住者の判断で特に注意すべき例を以下に示す。

1. 本邦に入国後6か月以上経過するに至った者は、個人としては居住者とされるが、外国の法人との共同研究契約に基づいて研究者を受入れる場合には、個人に対する取引ではなく、外国の法人との取引になるため、非居住者（外国法人）の扱いとなる。
2. 外国人が機構に雇用される場合は一般に居住者となるが、非常勤で、主として外国に居住する場合又は日本に住所若しくは居所がない場合は非居住者となる。

特定類型該当者の定義

１．「外国為替及び外国貿易法第２５条第１項及び外国為替令第１７条第２項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」（平成４年１２ 月２１日付け４貿局第 ４９２号）に基づき、特定類型該当者の定義を以下に示す。

次の①から③までに掲げる者（自然人である居住者に限る。）を特定類型該当者という。

① 外国法令に基づいて設立された法人その他の団体（その本邦内の支店、出張所その他の事務所を除く。以下「外国法人等」という。）又は外国の政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行若しくは外国の政党その他の政治団体（以下「外国政府等」という。）との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該外国法人等若しくは当該外国政府等の指揮命令に服する又は当該外国法人等若しくは当該外国政府等に対して善管注意義務を負う者

② 外国政府等から多額の金銭その他の重大な利益（金銭換算する場合に当該者の年間所得のうち２５％以上を占める金銭その他の利益をいう。）を得ている者又は得ることを約している者

③ 本邦における行動に関し外国政府等の指示又は依頼を受ける者

２．特定類型該当者の例

①外国政府や外国法人等との間で雇用契約等の契約を締結し、当該外国政府や外国法人等の指揮命令に服する又はそれらに善管注意義務を負う者

・外国の大学又は研究機関と雇用契約を結び研究職（教授職）を兼職している者

・外国の企業に雇用されている者

・外国の法人の取締役、監査役に就任している者（委任契約を締結している者）

②経済的利益に基づき、外国政府等の実質的な支配下にある者

・外国政府から留学資金の提供を受けている外国人留学生

・外国政府の理工系人材得プログラムに参加し、個人的に多額の研究資金や生活費の提供を受けている研究者

③国内において外国政府等の指示の下で行動する者

・行動に関し外国政府等の指示や依頼を受けている者